

第30回研究大会シンポジウム「平和の構想——ナショナリズムとグローバリズムと暴力を問う——」報告

報告ノート **ネイションと戦争**

—平和の現代的諸構想について—

渡辺 憲正 WATANABE, Norimasa

はじめに

戦争¹は歴史とともに古い。しかし、それは、近代的ネイションが形成されるに至って、意味を変えた²。それゆえ、現代の戦争と平和を考察するにあたり何よりも論じられるべきは、近代的ネイションである。本報告は、戦争をネイションとの関連で考察し、この視点から「平和の構想」について考えることを課題としている。

ネイション形成は、16世紀から20世紀に及ぶ長期の過程である³。後に示す徴標にしたがって、

¹ 戦争に関する定義はさまざまになされている。たとえばクラウゼヴィッツによれば、戦争は「自らの意志を相手方に強制することを意図した一種の暴力行為」(クラウゼヴィッツ[1968])である。カイヨワは、戦争を「集団的、意図的かつ組織的な闘争」(カイヨワ[1974])であると述べている。一般的にはこれらの場合、戦争の主体は国家である。つまり、戦争とは国家間戦争にほかならない。西谷修も、「戦争」という日本語は「近代戦争、つまり近代国家同士の戦争」(西谷[1998])を想定していると指摘している。いま戦争の定義に立ち入ることではできないが、本稿では戦争を対外戦争だけに限定していない。内戦(civil war)もまた戦争であるという認識が、ネイションと戦争というテーマを考える場合に不可欠であると考えるからである。

² 西谷修は、「戦争は、武器や戦術や兵站といった物質的条件によってのみ規定されるわけではない。誰が戦争を担うのか、という主体的条件があり、それが戦争の社会的意味や、戦争そのもののあり様を根本的に決定している。近代の戦争が決定的な変化を見たのはなによりもまずその点においてである」(西谷[1998])と述べ、戦争をとくに「近代の戦争」と理解している。この視点は、重要である。

³ ネイションは、経済的には、すでに16～17世紀の重商主義期に現れる。それは、王国/国家の富裕化の主体としてとらえられる。このようなネイションの概念は、重商主義から古典派経済学までの文献に一貫して見られる。これに対して、政治的な意味でのネイションは、共通の法と政府の下に統合された集合体(政治社会)として理解される。17世紀イングランドの社会契約説は、

ネイションの歴史を次の4段階に分ける。

- 1) 絶対王政期 (16世紀～18世紀前半)
- 2) 近代市民社会成立期 (18世紀後半～19世紀)
- 3) 帝国主義期 (19世紀末～20世紀前半)
- 4) ポスト大戦期 (20世紀後半～)

重要なのは、このネイション形成過程全体が対立・抗争をもち、それぞれが戦争・内戦の契機を胚胎することである。すなわちネイションはそもそも内部に、(1)支配者層の間の対立、(2)支配者層と被支配者層の対立、(3)支配的民族と周辺少数民族の対立、をほらみ、さらに外部に、(4)他のネイションとの対抗、(5)古い帝国との対立、(6)植民地化した諸民族との対立、をもって存在した。そしてネイションはこれらの対立に、暴力や武力をもって——内戦、戦争の手段によって——対処したのである。

ネイションの歴史は戦争の歴史でもあり、それぞれの時期にネイションのあり方に対応して、特性の異なる戦争が起こった⁴。まず、これを類型化して考察する。第1節では19世紀までの戦争を、第2節では20世紀の戦争を、ネイションのあり方と関連付けて取り上げる。第3節では、今日的な「平和の現代的諸構想」について考察したい。

これをコモンウェルスとも市民社会とも表現したが、まだネイションの概念は断片的にしか現れない。政治的なネイション概念はフランス革命以後一般化すると見てよい。近代はいずれの段階をも包括する時代として理解しておきたい。なお、ネイション概念については、さしあたり渡辺憲正[2004]を参照。

⁴ カルドーは、「戦争とは、近代国家の発展と密接に関係した現象である」という理解に基づいて、ほぼ同じ4つの区分を行い、政治体制の種類、戦争目的、軍隊の形態、軍事技術、軍事経済について論じている(カルドー[2003])。

第1節 近代的ネイション形成と戦争

1. 絶対王政期の戦争

西欧では百年戦争が終結したのち、封建制の解体、王権の伸張につれて、いくつかの先進ネイション（スペイン、オランダ、イギリス、フランス等）が形成された。絶対王政期における先進ネイション形成の特色は何か。このネイション形成には、次の諸過程が見られる。(1)封建的身分制度の解体と王権／ブルジョアの商人層の伸張、(2)宗教改革／宗教戦争、(3)国家（王国）形成と議会制度の整備、(4)領土の確定、(5)周辺少数民族の統合、(6)貨幣と度量衡の統一：商業と工業の振興、(7)重商主義による富国政策と植民地形成、(8)国民語の形成。

■絶対王政期の諸戦争

第1期において注目すべきなのは、ネイション形成の過程で、どの先進ネイションも支配者層が、一定の領土を確保し、被支配者層と周辺民族を内部に組み込みかつ抑圧し、国民統合をはかったということである。それは、何らかの暴力的形態をとり、ヨーロッパの地において紛争や内戦、戦争を引き起こした（薔薇戦争／清教徒革命／フロンドの乱／イタリア戦争／オランダ独立戦争／ユグノー戦争／三十年戦争／フランドル戦争／オランダ戦争／アイルランド征服戦争等）。ネイションの戦争は、内戦と対外戦争に分けられる。前者を無視することは、ネイションの暴力性を見失わせる要因となる。

ネイションは初期の形成過程において、同時に「国民帝国」（山本有造編[2003]参照）形成をはかるようになる。絶対王政期は、先進ネイションが南北アメリカやアジアの植民地化をはかり、他民族支配を拡大した、グローバリゼーションの開始時期でもある。16世紀には、スペインやポルトガルがアメリカ大陸を征服して帝国を築き、インディオに通常戦争をはるかに上回る甚大な被害をもたらした。それは、先住民族にとっては民族の存

亡がかかる戦争であった。17世紀になると、イギリスは重商主義に基づいて、オランダ、フランスと世界商業の覇権を争い、植民地争奪戦争を経て、第一次大英帝国を確立した。最初は王権に保護された商業資本が国外に進出した。先進ネイションは、ネイションを未だ形成していない先住民族の土地（無主地）を分割・領有して、他民族を抑圧した。この段階で注目されるのは、第一次大英帝国に見られるように、征服先が大半は国家形成以前の非文明社会であったということである。

先進ネイションはさまざまな相手と、最初から交戦したわけではない。だが、ある段階では必ず戦争を交える。国民帝国は、(1)他の国民帝国と覇権争いを演じ、(2)旧帝国（ロシア帝国、オスマン帝国等）と利権を争い、(3)非西欧国家に干渉し、(4)周辺諸民族の地域を植民地化した。これらいずれにおいても戦争（英蘭戦争／スペイン継承戦争／七年戦争／ウィーン包囲／北方戦争／ポーランド分割／カーナティック戦争等）を起こした。

戦争には、開戦の決定、戦費の調達、軍隊組織等、遂行の諸様態が存在する。ここでは詳細を論述できないが、この時期を特徴づけるいくつかの事柄について述べておきたい。

まず指摘してよいのは、戦争にあたって各国民の大部分は、決定に関与していないということである。開戦は、主権者とされる王権等がもつ権限による。支配者層は、支持の調達を必要とも考えていない。要請されたのはせいぜい議会による承認である。それは戦費の調達のために必要とされていた。これらのゆえに国王は、しばしば議会と対立した。もちろん、議会も防衛のための戦争を否定していない。しかし議会は独自の利害をもつのであり、この対立ゆえに国王が議会召集をときに回避したこともあるのは周知の通りである。

では、誰が戦争を担ったのか。これには時代的に区別がある。クラウゼヴィッツによれば、下記の通り（クラウゼヴィッツ[1968]）。

- 1) 中世君主制国家——封建制軍隊（臣従関係に基づく組織）
- 2) 中世商業都市 ——傭兵隊長

- 3) 絶対王政期 ——常備軍 (常備の傭兵)
 4) 市民革命期 ——徴兵制と国民軍

各国により差異がある。イギリスでは、17世紀前半に民兵組織であったが、1643年に志願による募兵制度が採用され、すぐさま強制的徴兵制に移行したとされる。フランスでは、ルイ14世の時代にすでに、常備軍が高度の発展を遂げていた。このことは、財政的負担に耐えうる国家形成を要請した。この意味において、絶対王政期は、戦争遂行の軍事国家が形成された時期でもある⁵。

とはいえ、戦争は「ネイション＝国民の事業」にはなっていなかった。クラウゼヴィッツは17世紀～18世紀の戦争が「政府だけの事業」であったことを、こう述べている。

「諸国の軍隊は、国庫によって維持されたが、しかし国庫は君主の私物、あるいは少なくとも政府の財産であって、国民に属するものではなかった。また外国との関係も、貿易に関する若干の事項は別として、おおかたは国庫あるいは政府の利害だけの問題であって、国民の利害に関わりはなかった。……18世紀のかかる状態においては、国民は戦争に何ら直接の関わりがなく、ただ国民の一般的素質の良否が戦争に間接的な影響を及ぼすにすぎなかった。／このように政府は国民から分離し、それだけで国家を標榜するに従って、戦争はますます政府だけの事業となった。そこで政府は公金を支出し、所属の地方から駆り集めた流浪者を使役して、戦争という事業を営んだ」(クラウゼヴィッツ [1968])。

■戦争の正当化根拠

では、各ネイションが本格的に形成された絶対王政期に、戦争はどのようにとらえられた(正当化された)のか。国家の戦争は、近代の初期には万民法によって正当化されていた。すなわち「正しい戦争」の存在が肯定された。

トマス・モアは『ユートピア』の中で、ユート

ピア人が戦争や戦闘を野獣的な行為として忌み嫌うとしながらも、侵略に対する防衛、抑圧された他国民の解放などの戦争を起こす理由を、次のように描いた。

「自分の国を守るためか、友邦に侵略してきた敵軍を撃退するためか、圧政に苦しめられている友邦国民を武力に訴えてでも、その虐政の桎梏から解放してやるためか、そのいずれかでない限り [ユートピア人が] 戦争をするということはない。……敵軍の侵入によって多くの略奪品や戦利品が国外に持ち去られる場合、彼らが必ず戦争を始めるのはもちろんである」(モア [1957])。

それだけではない。植民地を建設し、その土地の住民がそれを拒んだ場合には住民をすべて追い払う、として、こうも述べている。

「もしそのとき、住民が反抗し暴動を起こせば、彼らは直ちに住民に対して戦いを開く。なぜなら、ある国の国民がその土地をただ無意味に遊ばせているくせに、自然法にしたがってその土地によって生活しようとする他の国民にそれを拒むことは、これこそ、戦争の最も正当な理由と彼らは考えるからである」(同上)。

ここにある論理——「無主地は所有できる」という論理——は、当時のネイションの基本的あり方を映している。これは、グロティウス、ロックを先取りするものである。

三十年戦争の最中を生きたグロティウスは、戦争に関わる法において、「いかなる戦争が正しきか」を、自然法と関連づけて論じている。

「自然の第一原理 [キケロのいう自己保存原理] においては、戦争に矛盾するものは皆無である。いなむしろすべてのものは戦争に好都合である。けだし戦争の目的は、生命と身体各部分の保全、および生存に有用なるものの保持または獲得にあるゆえに、戦争はこれらの自然の第一原理と完全に合致する」(グロティウス [1989])。

戦争は、生命 (と身体各部分) の保全、生存に必

⁵ カイヨワ [1974]、ハワード [1981]、ブリュア [2003] 等をも参照。

要なもの(財富)の獲得のために行われる。この基本的な前提に立って、防衛、財産の回復および刑罰を、戦争の正しい原因と規定している。

「戦争の生ずる原因は、訴訟の生ずる原因と同様に、無数に存在することは明らかである。けだし、司法的解決が失敗したときに、戦争が始まるからである。さらに、訴権は、危害が未遂なる場合にも、また既遂なる場合にも起こる。未遂の場合には、例えば、危害を起さないとの保障、将来起るべき危害に対する賠償の保障、また暴力の行使の禁止を求める場合である。既遂の場合とは、損害賠償を求め、または刑罰を課する場合である。／多くのものは、戦争の3つの正しき原因を認めている。即ち、防衛、財産の回復および刑罰である」(同上)。

ただし、グロティウスの場合も、戦争がつねに防衛的回復的な「正しさ」に貫かれているわけではない。グロティウスは、無主物に対する所有権と野蛮人等に対する戦争を肯定する。「野獣に対する戦争は最も正しく、次には野獣に似た人々に対する戦争がこれに続く」というイソクラテスの言を引いて、野蛮人に対する戦争は正しいと主張する。この論理は、非西欧諸地域を万民法の外に置き、これらに対するいかなる戦争をも正当化するものである。

正戦論は、それゆえダブルスタンダードである。たしかに西欧における戦争は、「防衛、財産の回復および刑罰」という伝統的な「正しい原因」によって正当化される。だが他方、植民地の開拓、非西欧地域への戦争は、それ自体が無条件に正当化される。グロティウスは、この意味でも正戦論者であった⁶。

⁶ シュミットはこのことゆえに、グロティウスが「不正な戦争をも万民法の現実の戦争として取り扱っている」ことを批判する。他方、新世界の陸地取得の権利について論じた箇所、ピトリヤが、アメリカの先住民たちを野蛮人だがヨーロッパ人と同じ人間であると述べ、教皇や皇帝の支配権原を不適当かつ非正統としたことを評価している(以上、シュミット[1976])。

2. 近代市民社会成立期の戦争

市民革命以後、先進ネイションはますます制度的に整備され、近代市民社会を形成すると同時に広大な国民帝国を築くに至る。それは、次のような諸過程を含んでいる。(1)国民経済の形成と資本主義の成立、(2)外国貿易と植民地の開拓→国民帝国の形成、(3)交通革命、(4)市民革命による政治的国家の形成と政党政治、(5)「人間」の権利を基礎とした法体系の形成、(6)常備軍(徴兵制)設置、(7)国民教育制度の整備、(8)国民文化形成⁷。

■市民革命以後(18世紀後半～19世紀)の諸戦争

政治的にはアメリカ独立革命(戦争)とフランス革命を通して、経済的には産業革命を通して、近代特有のネイションが形成される。つまり、資本主義が成立し、ネイションのこの経済的土台に照応する政治的法律的上部構造を形成する段階である。同時に、これらの完成とともに、生活上文化上でも近代化が進み、西欧社会は富を蓄積する。このことは戦争にも一定の変化を与える。ヨーロッパにおいてネイション内部での破壊的内戦は少なくなる。他方、この時期は、植民地化を全世界に拡大する時期でもある。植民地は、原料資源供給地であり、商品市場であり、これがヨーロッパの富の源泉となった。イギリス、フランスを中心とした帝国形成。とくに、第二次大英帝国の形成期。

ナポレオン戦争以後、ヨーロッパを戦場とする戦争も避けられるようになる。19世紀は「平和の世紀」(ホブズボーム[1996])と言われる。とはいえ、文明化が進み、市民社会が成立したから戦争がなくなったというわけではない。むしろ非西欧地域での戦争が多発し、絶えることがなかった(ブラッシーの戦い/アヘン戦争/シパーヒーの反乱等)。オーストラリアやニュージーランドを別として、国家を形成した周辺の民族との対峙を迫られ

⁷ 西川長夫は国民統合に、経済統合、国家統合、国民統合、文化統合の次元を区別し、主として市民革命以後の特性に基づいて各要素を示している(西川[1998])。

たから、兵器の発達も絡み、激しい戦争が立て続いた。近代化した旧帝国も、領土拡大に乗り出し、19世紀を通じて戦争を起こした(カフカース戦争/クリミア戦争/露土戦争等)。

19世紀には、後進のネイション形成がはかられた。1つは中南米諸国(ハイチ、コロンビア、アルゼンチン、メキシコ等)の独立であり、もう1つは、ドイツ、イタリア、日本などのネイション形成である。ここでも特徴的な現象は、後進ネイションが異なる条件下でありながら先進ネイションと同じ志向をもって動き、戦争をしたということである(イタリア統一戦争/普墺戦争/デンマーク戦争/西南戦争/日清戦争等)。

18世紀後半以後、戦争の諸様態はどう変化したか。肝心なのは、市民革命以後、人間の基本権が認められるに至った段階でも、戦争が否定されず、むしろ国民的基盤を拡大し、方法的になったということである。共和政国家はなお少なかったとはいえ、議会制度が各国で発達し、戦争にさいして国民の合意調達が求められた。こうしてフランス革命以後、戦争の様相は一変した。クラウゼヴィッツは、戦争が「敵の完全な打倒」という戦争の絶対的形態に近づいたと述べている。

「ナポレオンこのかた、戦争はまずフランスの側において、ついでフランスに対抗する同盟軍の側で、ふたたび国民の本分となり、これまでとはまったく異なる性質を帯びるに至った。——というよりはむしろ戦争の本性、すなわち戦争の絶対的形態に著しく近づいたと言ったほうがいっそう適切である。……軍事的行動の目標は敵の完全な打倒であった。……こうして戦争の本分は、一切の因襲的制限をかなぐり捨てて、戦争に本来の激烈な力を仮借なく発揮するようになった。その原因は諸国民がいずれも戦争という国家の大事に関与したところにある」(クラウゼヴィッツ[1968])。

軍隊は徴兵制と国民軍に基礎をおくものとなり、それだけ戦争の規模も拡大した。

しかし、だから19世紀のヨーロッパは戦乱に満

ちていたかといえ、そうではない。むしろ上記のように、ナポレオン戦争以後の19世紀は、ヨーロッパを戦場とする戦争が少なくなった。他方、周辺地域、とくにアジアでは戦争が絶えていない。戦争に関するダブルスタンダードは、はっきりと西欧での非戦と非西欧での夥しい戦争という形をとって現れた。このことは、ヨーロッパが富を蓄積したと密接に関連していると思われる。戦争は富(財と諸個人)の獲得のために遂行される。産業革命の時期に、現実的な富をなした「必需品と便益品」を破壊する戦争をヨーロッパで起こすことは、支配者層の合意すら得られなかったのではないか。

■戦争の正当化根拠

「人間の権利」を宣言したフランス革命を挟んで18世紀後半以後、交戦当事者双方の権利を認める非差別戦争論が一般化したと言われる。では、いかなる根拠によって、人権を基礎とするネイションは、戦争を遂行しえたのか。このことを理論化したのが、ヴァッテルらであるとされている(筒井[1971]、大沼編[2002]、山内進編[2006]等)。

ヴァッテルは『諸国民の法』において、こう述べている。

「諸国民は自由、独立、平等であり、各国民は自己の責務遂行のためなすべきことについて、自己の良心によって判断しなければならない。ある国民に許されることは他の国民にも許され、諸国民は人類社会で平等な権利を有する。／各国民は紛争が生じたとき、自己の側の正当性を主張する。この問題を判断することはいずれの利害当事者にも、他の諸国民にも属さない。間違った国家は自己の良心に対する罪を犯すことになるが、その国民が正しいこともあり得る以上、その国民に諸国民の社会の法の違反について罪を問うことはできない」。

ここに見られるのは、諸国民(万民法)と諸個人(市民法)の並行関係である。諸個人と同じように、諸国民も自由、独立、平等であり、戦争の正

当性も各国民の判断に委ねられる。問題は、判断の主体とされる「国民」とは誰のことか、であろう。時代を考えれば、ヴァッテルは、国民といひながら、国王の判断を基本的に正当化しているとも言える。しかしともあれ、国民戦争を法と権利によって正当化したのである。

「諸国民は、自然法の厳格さを相互の間で強制できない。／武器を手にすることについての正義と必然性をもつ国家のみが戦争に訴える権利をもち、敵を攻撃し、生命を奪い、財産と所用物を奪い取ることができる。これが必然国際法ないし自然法の定めであり、諸国家はその遵守を義務づけられている。それは、各人が良心において従うべき不可侵の規則である」。

人間の権利は、かえって戦争の正当化につながる。そして、すべての戦争が正当とみなされる以上、正戦論は後景に退くことになる。ただし、すでに述べたことから示唆されるように、それは、ヨーロッパでの非差別の戦争を正当化した、というわけではない。むしろヨーロッパ以外の周辺における戦争を、以上の論理は正当化する。それは元来、万民法の下で、万民法の外に、認められていた非差別の「未開人に対する正当戦争」ではなかったか。なぜなら、未開人は「人間としての権利」が欠けるとされ、最初から万民法の埒外におかれたからである⁸。

一般には、18世紀後半以後、正戦論から正当原因を問題としない非差別戦争論への転換が起こったとされる⁹。しかし、じつは戦争の正当化は行わ

れている。転換が起こったとすれば、正当化を「未開人に対する正当戦争」と同じ水準に無制限に拡大したときに、西欧地域での戦争は抑制し、従来すでに行われていた非西欧地域での戦争を生存権という権利によって基礎づけたところにあると言いうる¹⁰。

第2節 現代のネイションと戦争

1. 帝国主義期の戦争

■帝国主義期のネイションと戦争

この時期(1880年代～20世紀前半)のネイションは、独占資本段階に達する。重化学工業が発達し、消費社会が到来した。西欧世界は未曾有の富を蓄積したと言ってよいであろう。政治的には大衆民主主義が発達し、女性が参政権を獲得し始める。このことは国民全体を動員する装置をネイションがもったことを意味する。西欧の人びとは、国民文化の発達の中で蓄積された富を享受した。

他方、1884年のベルリン会議以来、先進ネイションだけでなく、後進のネイションを含む列強が世界の領土再分割に乗り出し、戦争を繰り返した。無主地がなくなり、諸列強は周辺の諸国家(民族運動)との戦争に入ると同時に、第一次世界大戦以前に、相互間でも周辺において、かなりの規模の戦争を展開した(米西戦争/ファショダ事件/日清戦争/義和団事件/日露戦争/イタリア＝トルコ戦争等)。

戦争遂行にあたって、2つの条件がある。1つは、ネイション内部の抵抗運動(労働運動等)への対応。もう1つは、周辺地域における民族運動・独立運動への対応。戦争を起こす支配者層は何よりも抵抗運動を抑圧し、戦争への国民的合意を取り付けなければならず、他方においては周辺国家の統治にも直接統治などの対応を迫られた。

第一次世界大戦も最初は周辺で起こったが、ド

⁸ カントは『永遠平和のために』第3確定条項において、「現代の大陸の文明化された諸国家、とくに商業活動の盛んな諸国家の非友好的な態度をこれ[外国人の友好の権利]と比較してみると、諸国家が他の土地や他の民族を訪問する[征服する]……さいに示す不正は、恐るべき程度にまで達している」(カント[1985])、と述べた。

⁹ モンテスキューの『法の精神』でもすでに、戦争は万民法と関連づけられている。戦争の権利は、人間個人がもつ自然権と同等である。モンテスキューはネイションそのものの生存権を認め、戦争を肯定する。「国家の生命は人間の生命と同様である。人間には自然的防衛の場合、人を殺す権利があり、国家には自己自身の保全のために戦争を行う権利がある」(モンテスキュー[1987])。

¹⁰ 一般的な非差別戦争観把握への異論については、シュミット[1976]の第3部をも参照。

ドイツが関わることによってヨーロッパ全域を戦場として戦われるに至った。この戦争の結果、ドイツ帝国、ロシア帝国が崩壊し、オーストリア・ハンガリー帝国が解体した。ヴェルサイユ条約等により、ドイツの植民地は喪失され、旧オーストリア・ハンガリー帝国やロシア帝国の領内から多くの国家が生まれた。戦間期の戦争（トルコ＝ギリシア戦争／スペイン内戦／満州事変等）と第二次世界大戦は、帝国解体期における列強の主導権争い、領土再分割のための侵略戦争である。

この時期の戦争は、明らかに様相を一変させる。周知のとおり、とくに二度の世界大戦は、規模、死者数、戦時体制その他において19世紀の戦争と異なるものとなった。

第1に、列強間の植民地戦争から始まり、同盟戦争が起こった。とくに世界大戦は、すべての列強がいずれかの同盟に与し、何らかの形で関与した「地球規模の戦争」（ホブズボーム[1996]）であった。

第2に、先進諸国家では「総力戦体制」（山之内ほか編[1995]、木畑編[2004]等）と言われる体制が敷かれた。国家は、ナショナリズムを掻き立て、ネイション内部の対立を暴力的に消失させる——戦争反対の者を「非国民」として排除する——ために総力戦体制を敷き、戦争に国民を動員した。

第3に、総力戦体制の結果として、戦闘員だけでなく、非戦闘員の死者数も甚大になった。第一次世界大戦の死者は約1800万人（非戦闘員900万人）、第二次世界大戦の死者は約5000万人（同3400万人）とされる。19世紀と異なるのは、ヨーロッパを戦場とすることによって、それまで戦争を仕掛けてきた西欧側の現実的富（財と諸個人）を大規模に破壊したことである。

第4に、兵器の発達。第一次世界大戦では、毒ガス、戦車、潜水艦、航空機、が開発された。さらに生物兵器、化学兵器が開発され、第二次世界大戦では、ついに核兵器が現れた。航空機による戦略爆撃以後、戦闘員や軍事施設だけを破壊することは原理的になくなった。つまり必然的に無差別殺戮の結果を生む武器が開発された。

■帝国主義戦争の正当化根拠

最初は、非差別戦争観が支配的である。周辺地域に対しては、戦争を正当化する必要はなかったからである。しかし第一次世界大戦に至って、正当戦争論が復活するとされる一方、戦争の違法化が提起された。

シュミットによれば、第一次世界大戦を通して戦争の意味変化が生じた。第一次世界大戦は、1914年8月に、古いスタイルのヨーロッパ的な国家間戦争として始まった。これらの国家は、かかる資格において互いに承認し合い、ヨーロッパ公法の意味での正しい敵なのであった。だが、「とりわけこの第一次世界大戦の結末をつけた平和条約は、一つの意味変化の重大な萌芽が現れている一連の特性を含んでいた」。19世紀まで支配的であった非差別戦争概念が、新しい正義概念に取って代わられるのである。まず問題になるのはヴェルサイユ条約である。ここには従来のヨーロッパ国際法から逸脱した新しい戦争概念への萌芽が見出される。古い意味での戦争犯罪とは、戦時の不法行為について問うものであった。だが、ヴェルサイユ条約第227条は、「人道に反する独特的な犯罪としての攻撃戦争」に対する責任ゆえにヴィルヘルム2世を戦争犯罪人として告発するものであった。1914年に始まった戦争は、不正であり、正当化されえない。こうして戦争は非差別的であることを止め、不正な戦争と正義の戦争とに分けられることになった。しかも、戦争は国家と国家との関係として把握されることなく、訴追は個人に限定された。「国家相互間的なヨーロッパ国際法の根本思考、正しい敵という理論は、廃棄される」。戦争が差別化され、意味変化が生じたことに対応して攻撃戦争を有罪化する動きが起こった。それは、1924年のジュネーヴ議定書にも見られる。こうして「戦争を犯罪とする思考が、ヨーロッパにとって、至るところで見出しうるその最初の表現を得たのであった」。しかし、1919年から1939年までの時代に受けた経験のために、「ジュネーヴ議定書の努力はすべて失敗」したのである（以上、シュミット

[1976])。

シュミットの言い分は、一面で正しい。なぜなら、戦争を犯罪とする思考は、ジェノサイド等によって踏みにじられたからである。たとえばジュネーブ議定書後の不戦条約（戦争放棄ニ関スル条約）は、締約国が国際紛争解決のため「戦争ニ訴フルコトヲ非トシ且其ノ相互関係ニ於テ国家ノ政策ノ手段トシテノ戦争ヲ放棄スルコト」を宣言し、一切の紛争は「平和的手段」による以外に解決を求めない、としていたが、正規の「国家の政策の手段としての戦争」以外の戦争を対象外とし、条約違反に制裁措置をとる規定を欠如しており、しかも、米独はこの条約によって自衛権に基づく武力行使は否定されないとの見解を採ったから、事実上、反故にされたと言ってよい。

だが、にもかかわらずシュミットの見解とは反対に、2度の大戦経験を通して戦争違法化の議論は進まずにはいなかった。なぜなら、かつて戦争が富を獲得するための手段であったとすれば、いまやそれは富（財と諸個人）を相互に破壊する行為に転化したからである。戦争の決定にも遂行にも関与していない人びとを大量に殺傷したことによって、そしてそれが不可避となった段階では、戦争の様態（←交戦法規）だけでなく、ついには戦争そのものが否定されるようになる。このことは法制化の脈絡だけで理解されるべきではない。もはや戦争は、ジェノサイドにまで至り、正当性を喪失したのではなかろうか¹¹。戦争は、不正な戦争と正義の戦争と分けられ、正当戦争論が復活したというよりは、正当化不能と化したのだ。

2. 世界大戦後の戦争と紛争

■世界大戦後の諸戦争

第二次世界大戦後、植民地支配は終焉を遂げ、多くの独立国民国家が成立した。1947年以後、米

¹¹ アーレントは、「暴力の機器の技術的な発達、いまや、どんな政治的目標も到底その破壊力に引き合わないし、武力紛争でそれらを実際に使用することも正当化できないところまで達してしまった」（アーレント[2000]）と述べた。

ソの冷戦構造が基本となった。核兵器が開発され、アメリカとソ連の軍拡競争が展開された。個々の国民国家にとって戦争を遂行することは困難になり、超大国だけが全面戦争を遂行する能力を保有することになったのである。米ソの対立が烈しくなり、一時的に緊張を高めた時期もあったが、同時に直接の戦争は避けられ、代理戦争、米ソの単独介入による限定戦争が続いた（中東戦争／朝鮮戦争／キューバ危機／ベトナム戦争等）。

戦争はヨーロッパ、アメリカ等の先進諸国間ではなく、主に周辺において起こった。ホブズボームによれば、戦争は第三世界へと追放された（ホブズボーム[1996]）。先進諸国はふたたび中心では戦争を起こせなくなったとも言う。周辺での戦争は、ベトナム戦争やソ連のアフガニスタン侵攻のように、大国の侵攻によるものと、新興諸国において内戦的性格をもつ戦争、民族紛争がある。後者は、米ソ等による介入によるものもあるが、独立した新興諸国家が、相互において、また内部において矛盾・対立を抱え、戦争や内戦、民族紛争を繰り返す場合も少なくない（印パ戦争／カンボジア内戦／スーダン内戦／ウガンダ内戦／イラン＝イラク戦争等）。この場合には、植民地時代の支配が影を落としている。

大戦後の戦争において特徴的なのは、国際連合の関与である。国連憲章は、第1章「目的及び原則」の第1条第1項に、国際連合の目的を次のように規定している。

「第1条 国際連合の目的は、次のとおりである。

1 国際の平和及び安全を維持すること。そのために、平和に対する脅威の防止及び除去と侵略行為その他の平和の破壊の鎮圧とのため有効な集団的措置をとること並びに平和を破壊するに至る虞のある国際的の紛争又は事態の調整又は解決を平和的手段によって且つ正義及び国際法の原則に従って実現すること」。

この目的を達成するための原則として、第2条は、すべての加盟国が「その国際紛争を平和的な手段

によって」解決すべきこと、「その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を」控えるべきこと、を規定している。

こうして国連憲章は、武力行使一般を禁止し、紛争の平和的解決を求めた。大戦後は、国連憲章を前提するかぎり、侵略戦争だけでなく、武力行使一般が、違法化される水準にある。ただし、国連が戦争に関与しないというのは幻想である。国連憲章第7章では、「平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動」を規定し、国連として非軍事的措置と軍事的措置をとることを容認し、さらに、自衛権の行使を認めた。

国連憲章以後形成された諸措置は、まとめると下記の通りとなる(筒井[1971]、最上[2006]など)。これらの制度化が、今日でも基本的な枠組みをなしている。

- 1) 武力行使の禁止 (ただし、自衛権の行使を認める)
- 2) 国際間の調整その他
- 3) 国連としての強制行動: 「国連軍」+ 授權による武力行使+ 経済的制裁
- 4) 平和維持活動 (総会決議に基づく停戦監視軍)
- 5) 非人道的兵器の禁止: 化学兵器禁止条約/ 対人地雷禁止条約
- 6) 法制化/ 裁判所の設置: 国際人権規約/ ローマ規程
- 7) 人道的介入: 国連開発プログラム「人間の安全保障」

国連は、さまざまな手段をもって国際の紛争に介入した。朝鮮戦争、第2次中東戦争、コンゴ動乱、キプロス内戦などにおいて、多国籍軍、国連緊急軍、平和維持軍や停戦監視団を派遣した。内戦は別として、多くの国家間戦争は国連の基準に制約されている。朝鮮戦争時の米軍と同盟軍が「国連軍」を名乗ったのも、第2次中東戦争やコンゴ動乱等において多国籍軍が「国連軍」とみなされているのも、その現れであろう。だから、国連が戦争に有効な規制力をもったと無条件にみなすことはできない。アメリカ主導の安保理に基づいて

国連の名の下に戦争が遂行されたというほうが正確なのである。

■グローバル化時代の戦争

近代以後の戦争がネイションと結びついていたとすれば、グローバル化時代の、すなわち「国民国家の相対化」が云々される時代の、戦争はどう説明されるのか。

1990年代以後、グローバル化が進むにつれて、「国民国家の相対化」論が現れた。たとえば西川長夫はグローバリゼーションを「文明化の最終局面」と規定し、国民国家のゆらぎを語った(西川[2001])。戦争、大量殺戮、民族紛争、貧富の格差拡大、国家による管理等の国民国家の弊害を指摘し、ソ連・東欧の社会主義国家の崩壊や、多国籍企業、人口移動の急増等の歴史的変動を論じることによって、西川が示すのは、国民国家は絶対的なものではなく、崩壊すべきもの、ということである。こうした論調は、復活したとされる市民社会論、グローバリゼーション論(坂本[1997]、ストレンジ[1998]等)でも顕著であった。

たしかに、世界銀行・IMFによる構造調整プログラムが債務国家を解体し、WTOが多国籍企業のグローバルな展開、各国の規制緩和を推進する中で、国家の主権の相対的低下、解体が指摘されるのは当然である。だが、はたしてすべての国民国家は言われるほどに相対化されたか。西川長夫はブルデューの「国民国家の擁護」(ブルデュー[2000])という問題設定を批判して、「一方でナショナリズムを煽り立てながら他方でグローバル化を推進するというのは、政治的経済的危機に直面した国民国家の政府がとる常套手段である」(西川[2001])と述べている。もしグローバル化を推進するのが国民国家であるとするならば、国民国家のゆらぎというだけでは済まない。要するに国民国家は今日でも、グローバル化とナショナリズムを一体的に推進しているというほうが整合的であろう。グローバル化の主体が国境を越えて世界規模で活動しているかぎり、国家の相対化を語ることは可能であるとしても、国家もまたグローバル化の中

でそれに相応しく再編されたのであり、グローバル企業との結合を強めた(ヒルシュ[1998]、サッセン[1999]等)。市場経済領域を国家領域と対立させて把握することは、適切であるとは思われない。

グローバル化は少なくとも、ナショナルな単位の喪失、グローバルな統合や調和的世界の出現を意味するものではなかった。第1に、グローバル企業はネイションの運命に対する関心を低下させ(ライシュ[1991]、トッド[1998]、ジョージ[1999]等)、リストラ、海外投資、雇用形態の多様化、所得格差の拡大等をネイション内部にもたらした。第2に、国家は規制緩和、社会保障の削減等を通して、国民統合の基礎を掘り崩した。グローバル化は、ネイション内部に経済的政治的分裂を顕在化させた。第3に、グローバル企業の世界規模での展開は、競合ないし協調する他の国民国家との軋轢を生みだした。第4に、グローバル化は、グローバル企業と発展途上国の諸国家および諸国民との対立を、あるいは先進諸国家による発展途上国の抑圧を、生みだした。それはときに暴力的形態をとり、民族紛争やテロ、戦争となって現れた(湾岸戦争/9・11テロ/アフガン戦争等)¹²。

さて、冷戦終結後のグローバル化と「国民国家の相対化」論に対応して、「帝国」論が現れた。ネグリ/ハートの『〈帝国〉』論も、「国民国家の相対化」論に立っている。国民国家の主権が衰退して新たに現れるグローバルな主権が〈帝国〉である。〈帝国〉は、経済や文化の「グローバルな交換を有効に調整する政治的主体」のことであり、この世界を統治している主権的権力のことである。グローバルな政治体制は、3つの層からなるピラミッド型の構造をなしている。第1層は1つの超大国を頂上にして、G7(先進国首脳会議)を構成し、主要な国際金融機関(GATT, WTO, 世界銀行、IMF)を管理する一連の国民国家とその他のグローバルな連合組織から成る。第2層は、主に世界に横断的に広がる多国籍企業と多くの主権的な国民国家から成り、これに対して第3層は、

民衆の利害を代表する諸集団、つまり従属的国民国家の集合体や国民国家などから相対的に自立したNGO、平和団体等の——「市民社会」を構成するとされる——諸組織から成る。〈帝国〉とは、資本主義的主権の実現、すなわち「世界市場の実現や資本の下へのグローバル社会の実質的包摂」をもたらすグローバルな管理社会の確立であり、これは、核兵器と貨幣とエーテル(管理の媒体)によって作動しているとされる。これに対しては、グローバルな市民権をめざすマルチチュードの抵抗——国家やアイデンティティ、民衆への帰属という隷属状態に抗する闘争、主権とその諸制約からの逃亡——が現れる(以上、ネグリほか[2003])。

以上の構図は現状を写す。とはいえ、グローバルリズムの諸主体のもつ表象を前提とした理論と言うべく、管理社会論の陥りがちな現実の一面化を共有している。グローバルな主体にはグローバルなマルチチュードが対抗するというのも、抽象的表層的である。いかに国民国家の主権が掘り崩されたとしても、それを受け入れて議論を組み立てるのは後退的であり、また実態に合わない。〈帝国〉とは、「最高位」にある国民国家の下での国民国家の世界体制のことである。アメリカ〈帝国〉を力の及ばない地点に祭り上げるわけにはいかない。

現代帝国論にネグリ/ハートとは異なる接近を試みたのは、トッドである。トッドは、次のようなテーゼを掲げている。(1)民主主義が至るところで勝利するならば、軍事大国としてのアメリカ合衆国は世界にとって無用のものとなる。(2)世界がアメリカなしで生きられることを発見しつつあるときに、アメリカは世界なしに生きられなくなりつつある。アメリカの貿易赤字は1990年の1000億ドルから2000年に4500億ドルになり、対外収支の均衡をとるために、外国資本のフローを必要とする。アメリカは「客観的には略奪をこととする存在になった」。かくてトッドは、「今日地球上にのしかかる全世界的均衡を乱す脅威は唯一つ、保護者から略奪者へと変質した、アメリカそのものである」、と語った(以上、トッド[2003])。

グローバル化された世界は、トッドも言うとお

¹² グローバル化とナショナリズムに関する私の了解は、渡辺憲正[2004]を参照。

り、依然としてアメリカだけでなく、いくつかの有力なネイションと発展途上の国民国家の複合的システムとして、かつ内部に多様な対立・矛盾を抱えた集合体として、存在するのである。民族紛争や戦争は、この体制に存在する対立・矛盾の発現形態にほかならない。

■民族問題と「新しい戦争」の諸相

冷戦構造の終結後、一時期「世界の平和」が訪れるかの議論がなされたことは、よく知られている。他方、ハンチントンの「文明の衝突」論も話題を呼んだ。現実には、1990年代以後、ネイションと民族に関する問題——マイノリティ問題、ナショナリティ問題、エスニシティ問題——はかえって顕在化したとさえ言える。マイノリティ問題とは、ネイション内部になお存在している少数民族問題を言う（→北アイルランド問題/ケベック紛争/バスク紛争/コルシカ問題等）。ナショナリティ問題とは、インド、ロシア、中国などの大国の多民族支配下に起こる民族問題である（→タジキスタン内戦/ナゴルノ・カラバフ紛争/チェチェン紛争等）。エスニシティ問題は、発展途上国内部にあつて民族社会・部族社会を基盤として成立する民族的対立、紛争を指す。一般にそれは内乱、内戦となって現れる（ユーゴ内戦/ルワンダ内戦/コンゴ内戦/ソマリア内戦等）。ただし、これらの問題は、大戦後すでにさまざまな形態をとって争われていた。たしかに冷戦終結後、大国支配が揺らぐ中で、民族紛争が多発したのも否定されないとしても、それ以前に「新しい戦争」の基盤が存在していたことも無視すべきではない。

1990年代以後、戦争は新しい様相を帯びるようになったとされる。

カルドーによれば、「新しい戦争」の政治は、次の特徴をもつ。第1は、「新しい戦争」の目標がアイデンティティ・ポリティクスに関わるということである。アイデンティティ・ポリティクスとは、民族、部族にせよ、宗教にせよ、ある特定のアイデンティティに基づく権力の追求を意味する。第2は、戦争行為の様式の変化である。新しい戦争

行為の戦略は、従来のゲリラ戦と対ゲリラ戦との方法——非戦闘員への暴虐行為、包囲攻撃、歴史的建造物の破壊等——により、恐怖と憎悪をかきたて、異なるアイデンティティの人びとを排除し追放するところにある。第3は、非公式な資金調達。「新しい戦争」の政治は、グローバル化の結果であり、近代的国家の後退局面に現れる。グローバル化のプロセスは、(1)経済的には、金融と技術のグローバル化、市場の専門化や多様性の高まりに応じて国家レベルにおける経済の組織化機能を低下させ、(2)政治的には、ガヴァナンスの脱国境化と地域化をもたらし、国家は国際的機関による規制と非公式な非政府ネットワークによる規制とを受けており、(3)組織的にも水平に分権化されたネットワークの組織形態を生みだし、(4)社会構造では、階層格差を、国家間でも地域間でも生み出した。

カルドーの議論は、「国民国家の相対化」論に通じるものがある。たしかに、弱体化した一部の国家の様相をよくとらえてはいる。国家が正統性を失い、内部に多くの格差など分裂を抱え込んでいることが、今日のアイデンティティ・ポリティクスを生む温床となっており、「新しい戦争」とつながっているというのは、一定の説得力をもつ。しかし、「新しい戦争」に関するカルドーの議論に問題がないわけではない。第1に、新しい戦争を生み出すような貧困や隷属は1980年代以後に限られておらず、発展途上国では恒常的に存在したということである。だから、カルドーもすでに20世紀のゲリラ戦や非正規戦争に新しい戦争の先駆を認めるように、「新しい戦争」といわれる形態は、列強の戦争に対抗して「戦争」を余儀なくされてきた側では何も新しくはない¹³、むしろ20世紀の初めから植民地では主要な形態ではなかったか。第2に、カルドーの議論と異なり、「新しい戦争」の中心は依然として先進諸国だということである。

¹³カルドー自身、冷戦期にも世界各地で多くの戦争が勃発し、第二次世界大戦を上回る死者が発生しているにもかかわらず、これらの戦争が旧来の戦争概念にそぐわないものであったために戦争として認識されていない、と述べている（カルドー[2003]）。

カルドーの「新しい戦争」論に現れる主体はアイデンティティ・ポリティクスを求める民族集団等である。しかし、湾岸戦争以後を振り返るならば、内戦は別として、戦争の中心は、NATO軍、多国籍軍などを統括する先進諸国、とくにアメリカである（アフガン戦争／イラク戦争等）¹⁴。たしかに古い国家間戦争の様相を呈していないという意味で「新しい戦争」を語ることは可能だが、戦争はすでに第二次世界大戦以来、単純な国家間戦争であることを止め、民族紛争や内戦の形態をとって存在してきたのである。

戦争に「新しさ」を見出すとすれば、戦争が正当性を喪失した中で、(1)カルドーの指摘するような民族紛争、内戦、テロの様相を呈しながら、大国による介入戦争となっていること、(2)超大国アメリカの支配という帝國的状況の下で、人道性とデモクラシーという理念を掲げて介入を正当化すること、(3)9・11同時テロ以後は、アメリカが国際法の制約さえ蹂躪して戦争に乗り出し、それを「正戦」に仕立て上げたこと、にあるのではないか。

第3節 平和の現代的諸構想

「新しい戦争」時代に、平和はどう構想されるのか。構想にあたってはさまざまな次元が区別されうる。

■国際的機構および法制化による平和構想

国際的機構と法制化による平和構想には、長い歴史がある（ウィリアム・ペン、サン＝ピエール、ルソーらの構想、カントの世界共和国構想¹⁵、

等々）。

大戦後には、すでに示したように、国際的に〈平和〉のための制度化、すなわち法制化や機構化が図られた。この制度化を基礎にして、平和のための法的規制、武力行使などの介入を正当化する議論は多い（ウィーゼルほか編[1997]、カルドー[2003]、最上[2006]、渡辺治ほか[2004]等、参照）。たとえば、カルドーの提起するコスモポリタン・アプローチは、国際的原則・法的規範によって、次のような課題を実現しようとするものである。(1)正統性の再構築、(2)コスモポリタン法の執行、(3)武力の行使、(4)支援(人道的支援から復興へ)。「新しい戦争」では正統な暴力の独占が崩壊している。国際人道法と国際人権法を結合したコスモポリタン法を制定し、正統性を回復すべきである（カルドー[2003]）。コスモポリタン法の執行は、戦闘行為と警察行為の中間に位置し、平和維持活動に警察業務を加えたものとして把握され、したがって武力の行使もこの延長に構想される。

問題は、そもそも回復されるべき「正統性」とは何か、であろう。それが人権法等によるかぎり、つねに西欧的価値の普遍性が前提され、それが押しつけられる。たしかに、カルドーが「新しい戦争」を「民族浄化と大量虐殺の戦争」ととらえることは必ずしも間違っていない。しかし、だから「国際的な人権的規範」を維持するために行う戦争は正当化される、ということができるだろうか。カルドーの議論は、あまりにも西欧的価値、国連型平和に寄りすぎているのではあるまいか。このことは、カルドーが「新しい戦争」の現場となっている国家・地域の歴史——かつて植民地であった歴史——をほとんど問題としないところに

における卑劣な行為の禁止、を主張し、戦争を抑制する諸手段を構想している。カントは、先進ネイションの征服、戦争に対して、「友好をもたらす諸条件」を超えるものとして、強く反対している。カントが各国家の共和政的市民体制を要請したことは、平和を国家内部に暴力的機構のない状態と結びつけるという視点を提供するものとして、高く評価されうる。ただし、カントは、君主の恣意による暴力等を批判しても、ネイションそのものが本質的にもつ暴力性——「共和政」において存在する暴力性——を批判していないわけではない。

¹⁴ 渡辺治は、現代戦争の新しい性格として、(1)地域紛争やテロを契機としてアメリカが介入して起こること、(2)戦争主体が非対称であること、(3)アメリカ帝国を盟主とする諸大国が同盟して共同行動を起こしていること、(4)先進諸国には非総力戦であること、の4項目を挙げている（渡辺治ほか[2003]）。

¹⁵ カントは、周知のように、3つの確定条項を立て、6つの予備条項として、常備軍の廃止、対外紛争のための国債発行の禁止、他国に対する暴力的干渉の禁止、戦争

も現れている。

国際的な武力介入の正当性は、NATO軍によるコソヴォ空爆、9・11同時テロ後の対アフガン戦争、対イラク戦争に関してさまざまに論じられてきた(藤原[2003]、山内進編[2006])。ここでは、人道的介入などについてなされたハーバースやウォルツァーらの議論に立ち入ることはできないが、いずれの議論も、基本的に国連などの国際的機構を前提し、法制化に基づいて規制を行う方向であり、一定の実現性があることは認められてもよいかもしれない。しかし、それでも対抗上の武力行使、いわゆる「人道的介入」は、支持されない。なぜなら、今日いかなる武力行使も、軍事施設、戦闘員に対する攻撃に限定されておらず、したがって「民族浄化」と「大量殺戮」の招来を避けられないからである。

かつて18世紀後半から19世紀に、先進諸国がとくに周辺において戦争を起こしたときには、人間の権利とネイションの権利は並行関係でとらえられ、戦争は正当化された。しかし、いま世界大戦以後の武器の高度化を前提したとき、中心でも周辺でも、戦争は富の破壊と権利の否定に転化し、正当化できなくなった。日本国憲法第9条が擁護される根拠は、ここにあるのではないか。

■経済的あるいは文化的交流による平和構想

経済的なレベルでの交流は、それが富の取引と蓄積を目的とするかぎり、平和を要請するとしても不思議はない。それゆえに、コブデンとブライトの自由貿易＝国際平和論等、平和と商業を結びつける構想が提起されてきた。ここでは典型的な事例としてカントを、そして、それへの批判としてフィヒテの封鎖商業国家論を見ておく。

カントは、『永遠平和のために』第1補説「永遠平和の保証」において、商業精神によって諸国民が平和を求めるようになると述べている。

「自然は、賢明にも諸国民を分離し、それぞれの国家の意志が、国際法を理由づけに用いながら、そのじつ策略と力によって諸国民を自己の下に統合しようとするのを防いでい

るが、しかし他方ではまた、互いの利己心を通じて諸国民を結合するのであって、じっさい世界市民の概念だけでは、暴力や戦争に対して、諸国民の安全は保障されなかったであろう。商業精神は、戦争と両立できないが、遅かれ早かれあらゆる国民を支配するようになるのは、この商業精神である」(カント[1985])。

これに対してフィヒテは、商業利害が戦争を引き起こしかねないとの立場から、次のように論じた。国家は各人に所有を得しめ、これを保護するところに本分がある。国家こそ不特定多数の人間を一つの封鎖された全体に結合し、所有を成立させるものである。国家には、生産者階級と職人階級と商人階級が存在する。これらの取引の結果として各階級の生活を保証すべき義務を国家は負うのであり、それゆえに支配の及ばない外国人との一切の取引を市民に禁ずるのでなければならない。これが「封鎖商業国家」である。封鎖商業国家は各市民(所有権主体)に、労働に応じた分け前を保証する。だが、現実には国家は自国の商業利益を求めて、貿易を行うのである。それは戦争にも至る。「相争う商業利益が戦争の……真実の原因であることがしばしばである」。戦争が廃棄されるべしとするならば、戦争の根拠が廃棄されなければならない。いかなる国家も、戦争——「自然的戦争」——によって獲得すべく意図するもの、すなわち「各自の自然的境界」を獲得しなければならない。かくするならば、各国は他国に対してそれ以上のものを求める必要はない。自己の自然的境界を獲得したのち、国家は封鎖を行う。封鎖商業国家は、国内において著しい福祉を実現し、外国貿易はこれを政府が独占して、管理する(以上、フィヒテ[1967])。

フィヒテが、商業利益が戦争原因とならぬように、経済的に安定したネイション形成を果たそうとしていることは明らかである。各国が封鎖商業国家となったときには、戦争を起こす原因を失い、相互に限定的な取引を行うことになるだろう。これがフィヒテの平和構想である。

経済的交流と平和をつなぐ構想は、今日でも絶えていない。たとえば欧州連合の源流をなす欧州石炭鉄鋼共同体は、ヨーロッパにおいて石炭と鉄鋼を共同開発・管理することによって、域内の戦争を終結させる——「不戦共同体」の結成——という意図の下に、1952年に設立された。こうした構想は、ヨーロッパでのみ成立するものであり、無条件には評価できない。なぜなら、西欧諸国こそ戦争を仕掛けてきた側に属するのだからであり、依然としてNATOを構成して戦争に加担しているからである。しかし、経済の安定的な交流を求めるゆえにヨーロッパでは戦争ができなくなったという事態は考慮されてよい。

文化的交流について。これの中心は、非西欧世界を「野蛮」と描く西欧側の根深い偏見を克服することである。民族的偏見に基づき、野蛮人への戦争を正戦ととらえてきた長い歴史があり、それゆえに植民地化を「文明化」と語ってきた在り方は、文化的交流を通して根本的に変えられる必要がある。

とくに言及しておくべきは、アメリカ支配者層の囚われである。ヴェトナム戦争時、アメリカ人はヴェトナム人をgook(=汚物)と蔑称し、対アフガン戦争、対イラク戦争にあたってはそれを「文明と野蛮の対決」と描き、相手を「野蛮人」と性格づけた。これは単なるレトリックではなく、古代中世期以来続く、周辺に対する根深い囚われとみなすべきである。文化的交流は、これを脱却する1つの道であると思われる。先進諸国民は、本質的に「内向き」であり、したがって「排外的」になるのではないか。これを打開する必要がある。

■「新しい戦争」への対抗運動

国民戦争となって以来、戦争は第1に、国民動員なしに遂行されないものとなった。それは、国民を徴兵するという意味でも、国民の支持を取り付けるという意味でも、不可欠のものとなった。もはや戦争は戦闘員だけでは遂行されず、長期にわたって恒常的に動員を準備すべき行為となった。

第2に戦争は、兵器の発達により、超大国を除くいずれの国家においても起こすことが困難になった。カルドーによれば、「すでに第二次世界大戦の時点でさえ、個々の国民国家にとって単独で戦争を遂行するのは不可能であることが明白になった」(カルドー[2003])。第3に、戦争違法化の国際的合意の下で冷戦が終結したとき、戦争の正当性について基本的な制約が生まれた。大量破壊兵器といい、テロといい、民族浄化や大量殺戮といい、いかなる理由にせよ、ある国家が他の国家に武力介入することは困難である。第4に戦争は、いまや本質的に、武器によって諸個人と財からなる富の破壊をもたらすものとなった。すなわち戦争は、戦闘員による戦闘行為だけから構成されず、必然的に非戦闘員をも巻き込むものとなった。武器そのものが包括的な破壊力を獲得したことから、それを証明できる。このことは、人道的介入と称される武力行使も同様である。それゆえに、今日戦争そのものを正当化することは本質的にできない。

こうした条件において、戦争を起こすまでにはかなりの幅がある。ここに、戦争に反対する運動の介在する余地があるであろう。

戦争に反対する理由・根拠はさまざまであり、対抗運動も多様な形態をとる。

第1は、核兵器、テロ、軍事基地、対人地雷等の個別的反人道性に抵抗する平和運動。NPOやNGOの運動、市民運動、反核平和運動等。第2は、グローバリズムのもたらす貧困・隷従等の構造的暴力に反対する反グローバリズムの平和運動(渡辺治ほか編[2004]等)。世界社会フォーラムの運動(フィッシャーほか編[2003]、武藤[2003]、武藤[2006])が典型的であろう。この社会運動は、「真の民主主義の実践」を支持し、「あらゆる形の支配・統制、そしてある人間が他の人間に服従させられることのすべて」を非難する「原則憲章」を提起している。第3は、国際的法制化の水準に基づく反戦平和運動。第4は、絶対平和主義に基づく平和運動。

対テロ、民族浄化反対等について言うなら、戦

争以外の外交、法的規制、その他、対抗運動のあらゆる可能性を尽くして阻止する道が探られるべきであろうと思われる。

■ ネイションを超える

戦争を阻止する第1の課題は、戦争国家をなくすことである。アメリカはいまだに戦争によって経済を成り立たせている〈帝国〉である。軍産複合体を廃絶することは戦争を止めさせる基本であろう。

トッドは、アメリカが「劇場型軍国主義」を演出するために繰り出す戦略について、(1)問題を最終的に解決しないこと、(2)イラク、イラン、北朝鮮、キューバ等の小国に目標を定めること、(3)新兵器を開発すること、の3つを指摘している(トッド[2003])。この矮小化された〈帝国〉はすでにさまざまに行き詰まっている。アメリカの軍事経済を転換し、民主主義を回復することは、平和にとって本質的である。

アメリカだけの問題ではない。今日、ネイションは、新自由主義とグローバリズムの下で、国内でも国外でも対立矛盾を深めている。日本では、それは、ワーキング・プア等に見られる格差や貧困、過労死や自殺などとして現れている。ネイションの分裂をナショナリズムや保守主義によって統合する動きも目立つ。それは、まさに今日的枠組みの中で戦争を引き起こす道である。これに対抗していくためには、現在のネイションを変革しなければならない。

拙論「無所有と自立」において私は、現体制内部での変革の次に3つの課題を提起した。(1)福祉国家型社会の構築、(2)生活世界の充足、(3)民主主義の実現。これらは、ネイションの枠組みを前提しながら、かつそれを超える構想である(渡辺憲正[2007])。ネイション内部の対立を可能な限り超えていくことは、それ自体が戦争をなくす方途である。

マルクスは、共産主義に至る過程で「プロレタリアートは、まずもって政治的支配を獲得して、国民的な階級の地位に昇り、自らをネイション

(Nation)としなければならない」とした上で、ネイションにおいて民主主義を実現する課題を提起し、こう述べた。

「[プロレタリアートの支配の下では] 一個人による他の個人の搾取が廃止されるにつれて、一国民による他の国民の搾取も廃止される。各国民内部における諸階級の対立が廃棄されるとともに、各国民相互の対立も廃棄される」(マルクス[1983])。

これは、必ずしも戦争と直接につながっている事柄ではないにしても、ネイションの歴史から得られる示唆である。

もちろん、グローバル化が進む今日では、ネイション内部に自足した変革は本質的に限界を抱えることになる。新自由主義とグローバリズムに反対する国際的変革運動と結合した変革であることが要請されている。

【参考文献一覧】

- 阿部浩己／鶴飼哲／森巢博[2006]『戦争の克服』集英社
- アーレント[2000]『暴力について』みすず書房＝原著 1969-72
- 石田雄[1968]『平和の政治学』岩波新書
- ヴァッテル『諸国民の法』＝原著 1758
- ウィーゼル／川田順造編[1997]『介入？一人間の権利と国家の論理』藤原書店＝原著 1994
- ウッド[2004]『資本の帝国』紀伊國屋書店＝原著 2003
- エラスムス[1961]『平和の訴え』岩波文庫＝原著 1517
- エルシュテイン[1994]『女性と戦争』法政大学出版局＝原著 1987
- 太田義器[2003]『グロティウスの国際政治思想—主権国家秩序の形成』ミネルヴァ書房
- 大沼保昭編[2002]『資料で読み解く国際法(上・下)』東信堂
- 岡本三夫ほか編[2005]『平和学のアジェンダ』法律文化社
- ロジェ・カイヨワ[1974]『戦争論』法政大学出版

- 局=原著 1963
- 柄谷行人[2006]『世界共和国へ』岩波新書
- カルドー[2003]『新戦争論——グローバル時代の組織的暴力』岩波書店=原著 1999
- ヨハン・ガルトゥング[1991]『構造的暴力と平和』中央大学出版部=原著 1991
- イマヌエル・カント[1985]『永遠平和のために』岩波書店=原著 1795
- 木畑洋一編[2004]『20世紀の戦争とは何であったか』大月書店
- クラウゼヴィッツ[1968]『戦争論』岩波文庫=原著 1832-34
- グロティウス[1989]『戦争と平和の法』[一又正雄訳復刻版] 酒井書店=原著 1625
- 後藤道夫/山科三郎編[2004]『ナショナリズムと戦争』大月書店
- 坂本義和[1997]『相対化の時代』岩波新書
- サッセン[1999]『グローバリゼーションの時代』平凡社=原著 1996
- マックス・シューラー[1991]『平和の理念と平和主義』=原著 1931
- シュミット[1976]『大地のノモス』福村出版=原著 1950
- ジョミニ[2001]『戦争概論』中公文庫=原著 1838
- ジェームズ・ジョル[1997]『第一次世界大戦の起源』みすず書房=原著 1992
- チャーマーズ・ジョンソン[2000]『アメリカ帝国への報復』綜合社=原著 2000
- ハワード・ジン[2003]『テロリズムと戦争』大月書店=原著 2002
- ストレンジ[1998]『国家の退場』岩波書店=原著 1996
- セン/アナンド/エスコバル/ウォーターマン編[2005]『帝国への挑戦』作品社=原著 2004
- ゾンバルト[1996]『戦争と資本主義』論創社=原著 1913
- 田畑忍[1996]『近現代世界の平和思想』ミネルヴァ書房
- 筒井若水[1971]『戦争と法』東京大学出版会
- 鶴見俊輔編[1968]『戦後日本思想大系 4 平和の思想』筑摩書房
- トッド[1999]『経済幻想』藤原書店=原著 1998
- トッド[2003]『帝国以後』藤原書店=原著 2002
- 西川長夫[1998]『国民国家論の射程』柏書房
- 西川長夫[2001]『増補版 国境の越え方—国民国家論序説』平凡社
- 西谷修[1998]『戦争論』講談社学術文庫
- 日本平和学会[2004]『グローバル時代の平和学(全4巻)』法律文化社
- ハーバーマス[2004]『他者の受容』法政大学出版局=原著 1996
- ハワード[1981]『ヨーロッパ史と戦争』学陽書房=原著 1976
- ヒルシュ[1998]『国民的競争国家』ミネルヴァ書房=原著 1995
- フィッシャー/ポニア編[2003]『もうひとつの世界は可能だ』日本経済評論社=原著 2003
- フィヒテ[1967]『封鎖商業国家論』弘文堂書房=原著 1800
- 藤原帰一[2001]『デモクラシーの帝国』岩波書店
- 藤原帰一[2003]『「正しい戦争」は本当にあるのか』ロッキング・オン
- ブリュア[2003]『財政=軍事国家の衝撃』名古屋大学出版会=原著 1989
- ブルデュー[2000]『市場独裁主義批判』藤原書店=原著 1998
- ホブズボーム[1993-98]『帝国の時代(1・2)』みすず書房=原著 1987
- ホブズボーム[1996]『20世紀の歴史(上下)』みすず書房=原著 1994
- マルクス [1983]『共産党宣言』大月書店=原著 1848
- 宮田光雄[2006]『平和思想史研究』創文社
- 武藤一羊[2003]『帝国の支配/民衆の連合—グローバル化時代の戦争と平和』社会評論社
- 武藤一羊[2006]『アメリカ帝国と戦後日本国家の解体』社会評論社
- トマス・モア[1957]『ユートピア』岩波文庫=原著 1516
- 最上敏樹[2006]『いま平和とは』岩波新書

- モンテスキュー[1987]『法の精神 (全3巻)』岩波書店=原著 1748
- 山内進編[2006]『「正しい戦争」という思想』勁草書房
- 山之内靖/ヴィクター・コシュマン/成田龍一編 [1995]『総力戦と現代化』柏書房
- 山本有造編[2003]『帝国の研究』名古屋大学出版会
- ライシュ[1991]『ザ・ワーク・オブ・ネーションズ』ダイヤモンド社=原著 1991
- ルルーシュ[1994]『新世界無秩序』NHK出版=原著 1992
- 歴史学研究会編[1994]『国民国家を問う』青木書店
- ジョン・ロールズ[2006]『万民の法』岩波書店=原著 1999
- 渡辺治/後藤道夫編[1997]『講座現代日本4 日本社会の対抗と構想』大月書店
- 渡辺治/後藤道夫[2003]『「新しい戦争」の時代と日本』大月書店
- 渡辺治/和田進[2004]『平和秩序形成の課題』大月書店
- 渡辺憲正[2004]「グローバル化とネオナショナリズム」:『ポリティック8』旬報社
- 渡辺憲正[2007]「無所有と自立」:唯物論研究協会編『唯物論研究年誌12』青木書店